

R.I. District2610 . ROTARY CLUB OF UOZU

魚津ロータリークラブ 会報誌

2007 - 2008 年度 RI 会長 ウィルフッドJ.ウィルキンソン 魚津 R. C会長 谷川 文紹

2008年 2月29日

第 2621回 例会報告

ゲスト及びビジター

ゲスト 加納 雅久 様 (魚津警察署 警務課長) ビジター 大城 宗文 君 (魚津西 R C)

誕生祝



3月6日 大島 重隆君夫人 弘美様

ただいまは妻の誕生祝をしていただきありがとうございます。 私は常日頃感謝しております。波風も立たないように過ごして おります。しかし 自分は亭主関白なところがありますが、30 年過ごしております。3月に娘と一緒に旅行をするのだと楽し みにしております。今後もよろしくお願いします。

会長挨拶 今年は閏年で今日誕生日の人がおいでになると非常に珍しいとなります。暦の上ではもう春です。今日も温かいですが、今週末にはまた寒波がといわれております。報告事項として、過日パストガバナーの四津谷 仁朔氏が亡くなり、クラブとして弔電を出しておきました。また先ほど緊急理事会を行いまして、入善黒部地区の高波被害に対して、当クラブから義捐金を拠出することといたしましたのでご協力願います。世界社会奉仕活動の一環として、書き損じ葉書を収集し、その収益金を奉仕活動基金の一部に寄与したいと考えております。事務局のほうに収集箱を設置しておりますのでご協力願います。次に米山記念奨学生を第2610地区にて来期は17名を受入れることになっており、当クラブはそのカウンセラーに池上君を指名しました。ベルギーからの短期交換派遣学生の募集の依頼がありましたが、適応される人がなく今回は辞退しました。

幹事報告

黒部・黒部中央 R・C 3 月度例会案内受領

入善黒部地区の高波被害の募金 一会員 2,000 円協力願います。

出席報告 出席者 31 名 出席率 86.11% 2619 回出席率 75.00% 80.55%

委員会報告

ロータリー友情交換委員会 釜山釜一クラブ訪問は4月18日に決まり、詳細が決まりました。 ホテルについては未定です。新入会員については後日説明会を行います。

根岸ガバナー補佐 世界社会奉仕にてポリオプラスに協力をとの要請がありましたので、来年度より会員一名につき 2,500 円の基金を集めることになり、皆さんお願いします。

ゲスト卓話 「犯罪被害者支援について」加納 雅久 様 (配布資料あり)

私は犯罪被害者支援センターから派遣されたわけではありませんので、自分の今置かれている立場

で説明いたします。犯罪被害の内容としては、強盗殺人といった凶悪犯罪のほかに交通事故や重症



事故などを含めて言います。日本の現状ではこのような事犯によっての犯罪被害者は支援を受けることは困難な状況です。欧米では支援の手立ては確立されています。朝日町に大久保様という女性の方がおられます。お子様を交通事故で亡くされて、その後の支援活動によって最終的に国をも動かし「犯罪被害支援法」の制定までこぎつけました。数年前に大久保さんの話を他の警察官と一緒に聞く機会があり、被害者の立場を理解でき感銘を受けました。当然被害者は身体的被害のほかに経済的被

害や精神的被害を受けます。このことは誰にも相談や訴えることが出来なかったのですが大久保さんの努力により実ったのです。皆さんにはその事情をご理解いただきたいと思います。また被害者の立場から「二次被害」もあります。激励の言葉や働きがけなどがかえって被害者を苦しめるといったことです。「頑張って」とか「もうこうなったのだから諦めなさい」「私があなたの立場になったらもう生きておれない」「安心したあなたは元気になって」などといった無神経な言葉はかえって当人にとっては精神的苦痛を与えているといったことです。具体的には「トラウマ」の症状になります。また、裁判などによって決まった被害者が受け取るべき賠償金などは支払われていないのが現状です。このようなことから被害者の経済的・病理的・心理的手助けを如何に行うのかが難しいことです。結果として最終的には家庭が崩壊します。この被害救済では欧米では発展していますが、日本は後進国です。これを社会的に支援すべくできた組織です。「犯罪被害者支援センター」ではいろんな面で経済的支援が必要であり、ぜひ皆さんも「犯罪被害者支援センター賛助会員」に入会をお願いします。申込書を持参しておりますので、その主旨をご理解ご協力願います。

<u>犯罪被害給付制度</u>通り魔殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死亡、重症病または障害という 重大な被害を受けたにもかかわらず何らの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害 者または遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給すること により、その精神的・経済的打撃の緩和を図るもの。

とやま被害者支援センターの主な活動

電話・面接相談 専門的な研修を受けた支援活動員(ボランテア)による電話や面接による相談を 行う。犯罪被害給付制度など、被害者の方が受けられる制度の紹介や関係機関・団体を紹介する。 **付き添い支援** 相談者の要望に応じて、支援活動員が警察や裁判所、病院への付き添い、必要な説

明や手続の手伝い。

生活支援 犯罪被害直後はショックや疲れから、外出するのもつらいことがあり、相談者の要望に応じて支援活動員が買物のお手伝いをする。

広報・啓発 被害者支援シンポジュウムの開催やリーフレットの配布などを行う。

賛助会員の募集

賛助会員とは、センターの活動に賛同し、財政面の支援する会員のこと。賛助会員の種類・会費とは、年額法人一口 10,000 円より、個人一口 2.000 円より。

入会すると、「センターだより」「センターバッジ」「賛助会員之証」等の送付。 入会方法とは、葉書に必要事項を記入しセンターへ郵送。